

相模原市立相模川自然の村条例の一部を改正する条例について  
相模原市立相模川自然の村条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立相模川自然の村条例の一部を改正する条例  
相模原市立相模川自然の村条例(昭和59年相模原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「限る」の次に「。次項において同じ」を加え、「同項」を「第5条第1項」に改め、同項ただし書中「その限りでは」を「、この限りで」に改め、同条第6項中「(利用する日数及び人数を減ずる変更に限る。)」を削り、「場合は」を「ときは」に改める。

第19条第1項中「かつ、」の次に「特に緊急を要するため」を加え、「いとまがない」を「時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

別表中「第4条、」を削り、

1,300円
450円

を

「

1,600円
550円

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、令和9年4月1日以後の利用に係る料金について適用

し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市立相模川自然の村の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立相模川自然の村条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立相模川自然の村の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

施設	単位	利用料金	
		現行	改定後
大広間	1時間につき	1,300円	1,600円
会議室	1時間につき	450円	550円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和9年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例について  
相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例  
相模原市立市民健康文化センター条例(昭和58年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

「

大人	4,500円	
小人	2,250円	
大人	330円	
小人	160円	
	7,300円	
	14,600円	
別表第1項第1号アの表中	11,550円	を
	23,100円	
	9,700円	
	3,700円	
	4,500円	
	4,200円	

」

「

大人	5,800円
小人	2,900円
大人	420円
小人	210円
	9,450円
	18,900円
	15,000円
	30,000円
	10,600円
	4,800円
	5,800円
	5,400円

に改め、同号イの表中

大人	4,500円
小人	2,250円
大人	330円
小人	160円
	4,200円
	8,400円
	8,400円

を

大人	5,800円
小人	2,900円
大人	420円
小人	210円
	5,450円
	10,900円
	10,900円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1項第1号ア(プール及び浴室に係る部分を除く。)及びイ(プール及び浴室に係る部分を除く。)の規定は、令和9年4月1日以後の利用に係

る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立市民健康文化センター及び相模原市立北市民健康文化センターの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立市民健康文化センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立市民健康文化センター及び相模原市立北市民健康文化センターの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

(1) 相模原市立市民健康文化センターの施設の基本利用料金

施設			単位	金額	
				現行	改定後
プール			1日	大人 4,500円	大人 5,800円
				小人 2,250円	小人 2,900円
浴室			1回	大人 330円	大人 420円
				小人 160円	小人 210円
多 目 的 会 議 室	多 目 的 会 議 室 1	1 / 2	1日	7,300円	9,450円
		全面		14,600円	18,900円
	多 目 的 会 議 室 2	1 / 2	1日	11,550円	15,000円
		全面		23,100円	30,000円
工作室			1日	9,700円	10,600円
講 習 室	講習室1		1日	3,700円	4,800円
	講習室2				
	講習室3	1日	4,500円	5,800円	
茶室			1日	4,200円	5,400円

備考 この表において、「1日」とは、プールにあっては9時30分から20時までを、プール以外の施設にあっては9時から22時までをいう。

(2) 相模原市立北市民健康文化センターの施設の基本利用料金

施設		単位	金額	
			現行	改定後
プール		1日	大人 4,500円	大人 5,800円
			小人 2,250円	小人 2,900円
浴室		1回	大人 330円	大人 420円
			小人 160円	小人 210円
多目的会	1 / 2	1日	4,200円	5,450円
議室	全面		8,400円	10,900円
講習室		1日	8,400円	10,900円

備考 この表において、「1日」とは、プールにあつては9時30分から20時までを、プール以外の施設にあつては9時から22時までをいう。

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和9年1月1日

### (2) 経過措置

1(1)(プール及び浴室に係る部分を除く。)及び(2)(プール及び浴室に係る部分を除く。)に係る規定は、令和9年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市営斎場条例の一部を改正する条例について  
相模原市営斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 29 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市営斎場条例の一部を改正する条例

相模原市営斎場条例(平成 4 年相模原市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 大式場の項中「50,000 円」を「54,000 円」に、「75,000 円」を「97,000 円」に改め、同表小式場の項中「60,000 円」を「78,000 円」に改め、同表霊安室の項中「5,000 円」を「6,500 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に同表に掲げる施設の利用の承認を受ける者の利用に係る使用料について適用し、同日前に同表に掲げる施設の利用の承認を受けた者の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市営斎場の利用に係る使用料の規定を改正いたしたく提案するものである。

## 相模原市営斎場条例の改正の概要

### 1 改正の内容

#### 相模原市営斎場の利用に係る使用料の規定の改正(別表第 2 関係)

区分	単位	使用料			
		市内住民等に係るもの		市外住民等に係るもの	
		現行	改定後	現行	改定後
大式場	1 回	50,000円	54,000円	75,000円	97,000円
小式場	1 回	40,000円	改定なし	60,000円	78,000円
霊安室	1 体 2 4 時間につき	3,000円	改定なし	5,000円	6,500円

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和 9 年 1 月 1 日

#### (2) 経過措置

1 に係る規定は、令和 9 年 1 月 1 日以後に施設の利用の承認を受ける者の利用に係る使用料について適用し、同日前に施設の利用の承認を受けた者の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例について

相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例  
相模原市立男女共同参画推進センター条例(平成11年相模原市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

別表中「第10条」を「第5条、第10条」に改め、同表第2項の表中「200円」を「230円」に改める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市立男女共同参画推進センターの利用に係る使用料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立男女共同参画推進センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立男女共同参画推進センターの利用に係る使用料の規定の改正(別表関係)

個人使用料

室名	利用単位 (時間)	午前(9時から12時まで)、午後(13時から17時まで) 及び夜間(18時から22時まで)の各区分	
		現行	改定後
セミナールーム1		各区分ごとに 1人 200円 (小学生以上の者)	各区分ごとに 1人 230円 (小学生以上の者)
セミナールーム5 (食工房)			
セミナールーム6 (生活工房)			

2 施行期日

令和9年1月1日

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例について  
 相模原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 2 9 日 提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例

相模原市都市公園条例(昭和 4 5 年相模原市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「であって」を「であつて」に、「もって」を「もつて」に、「あつては」を「あつては」に改め、同表 8 の項中「あつては」を「あつては」に改める。

別表第 2 第 5 項第 1 号の表中

4, 200 円
10, 500 円
8, 400 円
21, 000 円
7, 000 円
35, 000 円
70, 000 円
7, 000 円

を

5, 400 円
13, 500 円
10, 800 円
27, 000 円
9, 100 円
45, 500 円
91, 000 円
9, 100 円

に、

4, 200 円
21, 000 円
4, 200 円

を

5, 400 円
27, 000 円
5, 400 円

に、

4, 100 円
20, 500 円
4, 100 円

を

4, 600 円
23, 000 円
4, 600 円

に、

280 円	を	340 円	に、	160 円	を	170 円	に改め、同
140 円		170 円		480 円		510 円	
2,300 円		2,300 円		280 円		360 円	
140 円		140 円		180 円			

表備考 1 中「、小学校」を「小学校」に改める。

別表第 4 第 1 項の表中	105,000 円	を	136,500 円	に改め、別表第 4 第
	262,500 円		341,250 円	
	410 円		500 円	
	200 円		250 円	
	2,050 円		2,500 円	
	76,800 円		99,800 円	
	192,000 円		249,500 円	
	410 円		500 円	
	200 円		250 円	
	2,050 円		2,500 円	

4 項の表備考 3 中「、この」を「この」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 第 5 項第 1 号(ニュースポーツ広場の一般利用及び屋外水泳プールに係る部分を除く。)及び別表第 4 第 1 項(競技場及び第 2 競技場の一般利用に係る部分を除く。)の規定は、令和 9 年 7 月 1 日以後の利用に係る使用料及び料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う有料公園施設の利用に係る使用料及び料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市都市公園条例の改正の概要

1 改正の内容

有料公園施設の利用に係る使用料及び料金の規定の改正(別表第2及び別表第4関係)

(1) 運動施設の使用料

種類		単位			金額		
					現行	改定後	
人工芝グラウンド	相模原スポーツ・レクリエーションパーク	片面	市民		2時間につき	4,200円	5,400円
			市民以外のもの			10,500円	13,500円
		全面	市民			8,400円	10,800円
			市民以外のもの			21,000円	27,000円
野球場	横山公園	専用利用	入場料等を徴収し	市民	2時間につき	7,000円	9,100円
			ない場合	市民以外のもの		35,000円	45,500円
			入場料等を徴収する場合			70,000円	91,000円
		一般利用	1回		7,000円	9,100円	
軟式野球場		専用利用	市民		2時間につき	4,200円	5,400円
			市民以外のもの			21,000円	27,000円
		一般利用	1回		4,200円	5,400円	
少年野球・ソフトボール場		専用利用	市民		2時間につき	4,200円	5,400円
			市民以外のもの			21,000円	27,000円
		一般利用	1回		4,200円	5,400円	
グラウンド		専用利用	市民		2時間につき	4,100円	4,600円
			市民以外のもの			20,500円	23,000円
		一般利用	1回		4,100円	4,600円	

ニュースポーツ 広場	一般利用	大人	1回	280円	340円
		小人		140円	170円
ゲートボール場	1面	市民	2時間	160円	170円
		市民以外のもの	につき	480円	510円
屋外水泳プール	大人	2時間		280円	360円
	小人	につき		140円	180円

## (2) 運動施設の料金

種類	単位				金額	
					現行	改定後
競技場	専用利用	市民		1日 (8時30分 ～20時30 分)	105,000円	136,500円
		市民以外のもの			262,500円	341,250円
	一般利用	個人	大人	1回	410円	500円
			小人		200円	250円
団体	20人ま でごと	2,050円	2,500円			
第2競技 場	専用利用	市民		1日 (8時30分 ～18時30 分)	76,800円	99,800円
		市民以外のもの			192,000円	249,500円
	一般利用	個人	大人	1回	410円	500円
			小人		200円	250円
団体	20人ま でごと	2,050円	2,500円			

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和9年1月1日

### (2) 経過措置

- 1(1)(ニュースポーツ広場及び屋外水泳プールに係る部分を除く。)及び  
 (2)(一般利用に係る部分を除く。)に係る規定は、令和9年7月1日以後の利

用に係る使用料及び料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例  
 相模原市立総合体育館条例(昭和56年相模原市条例第15号)の一部を次のよう  
 に改正する。

別表第1項第1号アの表中	「	21,970円	「	28,540円	を に
		32,950円		42,800円	
		43,940円		57,080円	
		65,900円		85,600円	
		15,300円		19,850円	
		30,600円		39,700円	
		17,500円		22,700円	
		6,550円		8,500円	
		13,100円		17,000円	
		6,550円		8,500円	
		13,100円		17,000円	
		9,600円		12,400円	
		9,000円		11,600円	
		4,500円		5,800円	
		16,070円		20,870円	
		24,100円		31,300円	
	32,140円		41,740円		

48,200 円
4,600 円
4,600 円
4,800 円
9,600 円
9,600 円
5,900 円
2,950 円

62,600 円
5,900 円
5,900 円
6,200 円
12,400 円
12,400 円
7,600 円
3,800 円

」

」

「

施設区分ごとに 大人 1,300 円 小人 430 円
大人 1,000 円 小人 500 円
施設区分ごとに 大人 1,200 円 小人 600 円

改め、同項第 2 号アの表中

を

」

「

施設区分ごとに 大人 1,600 円 小人 530 円
-----------------------------------

大人 1,300 円 小人 650 円
施設区分ごとに 大人 1,500 円 小人 750 円

に改め、同号イの表中

「

大人 550 円 小人 270 円
----------------------

」

「

大人 700 円 小人 350 円
----------------------

を に改める。

」

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1項第1号アの規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立総合体育館及び相模原市立北総合体育館の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立総合体育館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立総合体育館及び相模原市立北総合体育館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

(1) 施設の専用利用料金

基本利用料金

施設区分		単位(時間)	1日 (9時～22時)	
			現行	改定後
相模原市立 総合体育館	大体育室	1 / 3	21,970円	28,540円
		1 / 2	32,950円	42,800円
		2 / 3	43,940円	57,080円
		全面	65,900円	85,600円
	中体育室	1 / 2	15,300円	19,850円
		全面	30,600円	39,700円
	小体育室		17,500円	22,700円
	柔道場	1 / 2	6,550円	8,500円
		全面	13,100円	17,000円
	剣道場	1 / 2	6,550円	8,500円
		全面	13,100円	17,000円
	弓道場		9,600円	12,400円
	大会議室		9,000円	11,600円
小会議室		4,500円	5,800円	
相模原市立 北総合体育 館	体育室	1 / 3	16,070円	20,870円
		1 / 2	24,100円	31,300円
		2 / 3	32,140円	41,740円
		全面	48,200円	62,600円

多目的室		4,600円	5,900円
柔道場		4,600円	5,900円
剣道場兼卓	1 / 2	4,800円	6,200円
球場	全面	9,600円	12,400円
弓道場		9,600円	12,400円
大会議室		5,900円	7,600円
小会議室		2,950円	3,800円

(2) 施設の個人利用料金

ア 大体育室等

施設区分		単位(時間)	1日 (9時～22時)	
			現行	改定後
相模原市立 総合体育館	大体育室	施設区分ごとに 大人 1,300円 小人 430円	施設区分ごとに 大人 1,600円 小人 530円	
	中体育室			
	小体育室			
	柔道場			
	剣道場			
	弓道場	大人 1,000円 小人 500円	大人 1,300円 小人 650円	
相模原市立 北総合体育 館	体育室	施設区分ごとに 大人 1,200円 小人 600円	施設区分ごとに 大人 1,500円 小人 750円	
	多目的室			
	柔道場			
	剣道場兼卓			
	球場			
	弓道場			

イ トレーニング室

施設区分	単位(時間)	1日 (9時～22時)	
		現行	改定後
相模原市立総合体育館及		大人 550円	大人 700円

び相模原市立北総合体育館	小人 270円	小人 350円
--------------	---------	---------

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和9年1月1日

### (2) 経過措置

1(1)に係る規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例  
 相模原市立総合水泳場条例(平成8年相模原市条例第37号)の一部を次のように  
 改正する。

別表第1第1項第1号の表中

217,700円
95,800円
73,100円
21,100円

を

235,200円
103,500円
80,000円
27,400円

に改め、別表第1第2項第1号の表中

5,300円
2,650円
550円
270円

を

に改める。

6,800円
3,400円
700円
350円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1第1項第1号の規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立総合水泳場の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立総合水泳場条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立総合水泳場の利用に係る料金の規定の改正(別表第1関係)

(1) 施設の専用利用の基本利用料金

施設区分	単位	金額	
		現行	改定後
50mプール	1日	217,700円	235,200円
飛込プール	(9時～21時 30分)	95,800円	103,500円
25mプール		73,100円	80,000円
会議室		21,100円	27,400円

(2) 施設の個人利用の基本利用料金

施設区分		単位	金額	
			現行	改定後
プール	大人	1日	5,300円	6,800円
	小人	(9時～21時30分)	2,650円	3,400円
トレーニング室	大人	1日	550円	700円
	小人	(9時～21時30分)	270円	350円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日

(2) 経過措置

1(1)に係る規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例(平成17年相模原市条例第162号)の一部を次のように改正する。

別表第3第2号アの表中

300円
1,500円

を

250円
1,250円

に改め、別表第3

第3号アの表中

300円
1,200円
160円
640円

を

250円
1,000円
170円
680円

に改め、別表第3第4号アの

表中

160円
80円

を

200円
100円

に改め、別表第3第5号アの表中

2,050円
--------

2,300円
--------

160円
------

170円
------

8,200円
4,100円
16,400円

を

9,200円
4,600円
18,400円

に、

480円
800円
2,400円

を

510円
900円
2,700円

に

改める。

200円
600円

を

260円
780円

に改

める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、別表第3第2号アの改

300円
1,200円

を

250円
1,000円

に改め

る部分に限る。)並びに次項の規定は、令和8年7月3日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の別表第3第2号ア及び第3号ア(青野原グラウンド(テニスコート)に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3第3号ア(青野原グラウンド(テニスコート)に係る部分を除く。)及び第5号アの規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立グラウンド等スポーツ施設の利用に係る使用料及び料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立グラウンド等スポーツ施設の利用に係る使用料及び料金の規定の改正(別表第 3 及び別表第 4 関係)

(1) 中沢グラウンド(テニスコート)の施設使用料

施設名	利用単位			使用料	
				現行	改定後
中沢グラウンド(テニスコート)	1 面	市民	2 時間	300円	250円
		市民以外のもの	につき	1,500円	1,250円

(2) 青野原グラウンド(テニスコート)及び串川グラウンド(ゲートボール場)の施設使用料

施設名	利用単位			使用料	
				現行	改定後
青野原グラウンド(テニスコート)	1 面	市民	2 時間	300円	250円
		市民以外のもの	につき	1,200円	1,000円
串川グラウンド(ゲートボール場)	1 面	市民	2 時間	160円	170円
		市民以外のもの	につき	640円	680円

(3) 小原プールの施設使用料

施設名	利用単位		使用料	
			現行	改定後
小原プール	大人	1 回	160円	200円
	小人		80円	100円

(4) 名倉グラウンドの施設使用料

施設名	利用単位			使用料	
				現行	改定後
多目的グラウンド	半面	市民	2 時間	2,050円	2,300円
		市民以外のもの		につき	8,200円
	全面	市民		4,100円	4,600円

		市民以外のもの		16,400円	18,400円
ゲートボール場	1面	市民	2時間	160円	170円
		市民以外のもの	につき	480円	510円
多目的室	市民		2時間	800円	900円
	市民以外のもの		につき	2,400円	2,700円

(5) ふじのマレットゴルフ場の施設利用料金

施設名	利用単位		利用料金	
			現行	改定後
ふじのマレットゴルフ場	市民	1回	200円	260円
	市民以外のもの		600円	780円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日。ただし、1(1)及び(2)(青野原グラウンド(テニスコート)に係る部分に限る。)に係る規定並びに(2)アに係る規定は、令和8年7月3日

(2) 経過措置

ア 1(1)及び(2)(青野原グラウンド(テニスコート)に係る部分に限る。)に係る規定は、令和9年1月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(2)(青野原グラウンド(テニスコート)に係る部分を除く。)及び(4)に係る規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例  
 相模原市立相模原球場条例(平成20年相模原市条例第45号)の一部を次のよう  
 に改正する。

別表第1項の表中

徴収した入場料の総額に10分 の1を乗じて得た額 ただし、その額が193,700 円未満の場合は、193,700 円
14,900円 ただし、業として、催し等に利 用する場合は、29,800円
14,900円
1,800円
2,300円
1,800円
5,900円
大人 200円
小人 100円
840円

を

徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額 ただし、その額が250,900円未満の場合は、250,900円
19,300円 ただし、業として、催し等に利用する場合は、38,600円
19,300円
2,250円
3,000円
2,250円
7,500円
大人 260円
小人 130円
700円

に改め、同表備考7中「200円」を「260

円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、別表第1項の改正規定

「  
( 

840円
------

 を 

700円
------

 に  
」

改める部分に限る。)及び次項の規定は、令和8年7月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1項(会議室に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1項(体育室の個人利用及び会議室に係る部分を除く。)の規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に

係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立相模原球場の利用に係る使用料の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立相模原球場条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立相模原球場の利用に係る使用料の規定の改正(別表関係)

施設使用料

区分		単位	使用料	
			現行	改定後
グラウンド	専用利用	入場料を徴収する場合1日につき	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額 ただし、その額が193,700円未満の場合は、193,700円	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額 ただし、その額が250,900円未満の場合は、250,900円
		入場料を徴収しない場合2時間につき	14,900円 ただし、業として、催し等に利用する場合は、29,800円	19,300円 ただし、業として、催し等に利用する場合は、38,600円
	一般利用	1回	14,900円	19,300円
体育室	専用利用	午前9時から正午まで	1,800円	2,250円
		午後1時から午後5時まで	2,300円	3,000円
		午後6時から午後9時まで	1,800円	2,250円
		午前9時から午後9時まで	5,900円	7,500円
		延長又は繰上		

		げ30分につき	200円	260円
	個人利用	1回	大人 200円 小人 100円	大人 260円 小人 130円
会議室		1時間につき	840円	700円

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和9年1月1日。ただし、1(会議室に係る部分に限る。)に係る規定及び(2)アに係る規定は、令和8年7月3日

### (2) 経過措置

ア 1(会議室に係る部分に限る。)に係る規定は、令和9年1月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(体育室の個人利用及び会議室に係る部分を除く。)に係る規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例

相模原市立市民会館条例(昭和40年相模原市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「終った」を「終了した」に、「取り消し」を「取り消され」に改める。

第19条第1項中「かつ、」の次に「特に緊急を要するため」を加え、「いとまがない」を「時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

別表第1号アの表中

145,400円
189,000円

を

155,400円
202,000円

に改め、別表第2号アの表中

22,800円
7,500円
11,400円
7,500円
3,700円

を

23,300円
7,800円
11,700円
7,800円
3,900円

に、

6,000円
6,700円
2,100円

を

「

6,400円
6,900円

に改める。

2,300 円

」

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の別表第1号アの規定は、令和10年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第2号アの規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市民会館の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立市民会館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市民会館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

(1) ホールの基本利用料金

区分	1日	
	9時～22時	
	現行	改定後
平日	145,400円	155,400円
土曜日・日曜日・休日	189,000円	202,000円

(2) 会議室等の基本利用料金

区分 室名	1日	
	9時～22時	
	現行	改定後
第1大会議室	22,800円	23,300円
第1中会議室	7,500円	7,800円
第2大会議室	11,400円	11,700円
第2中会議室	7,500円	7,800円
第2小会議室	3,700円	3,900円
講習室	6,000円	6,400円
第3中会議室	6,700円	6,900円
第4小会議室	2,100円	2,300円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日

(2) 経過措置

ア 1(1)に係る規定は、令和10年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとす

るもの

イ 1(2)に係る規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例

相模原市立文化会館条例(平成元年相模原市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「かつ、」の次に「特に緊急を要するため」を加え、「いとまがない」を「時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

	「	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">295,400 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">384,000 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">204,600 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">266,000 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">40,200 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">52,200 円</td></tr> </table>	295,400 円	384,000 円	204,600 円	266,000 円	40,200 円	52,200 円	を	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">323,100 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">420,000 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">223,800 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">290,900 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">44,000 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">57,100 円</td></tr> </table>	323,100 円	420,000 円	223,800 円	290,900 円	44,000 円	57,100 円	に改め、別表
295,400 円																	
384,000 円																	
204,600 円																	
266,000 円																	
40,200 円																	
52,200 円																	
323,100 円																	
420,000 円																	
223,800 円																	
290,900 円																	
44,000 円																	
57,100 円																	
別表第1項第1号の表中																	
	」			」													
	「	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">36,900 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">10,300 円</td></tr> </table>	36,900 円	10,300 円	を	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">47,900 円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">11,300 円</td></tr> </table>	47,900 円	11,300 円	に改め、別表第3項								
36,900 円																	
10,300 円																	
47,900 円																	
11,300 円																	
第2項第1号の表中																	
	」			」													

の表中 「

4,200 円
4,200 円
14,100 円

」 を 「

4,600 円
4,600 円
15,400 円

」 に、 「

6,600 円
6,600 円

」 を

「

6,800 円
6,800 円

」 に改め、別表第4項第2号の表備考2中「前号の表備考4」を

「前号の表備考2」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、別表第4項第2号の表備考2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1項第1号、第2項第1号及び第3項の規定は、令和10年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市文化会館の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立文化会館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市文化会館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

(1) ホールの基本利用料金

区分			1日 (9時～22時)	
			現行	改定後
大ホール	客席数1,790席の場合	平日	295,400円	323,100円
		土曜日	384,000円	420,000円
		日曜日 休日		
	客席数1,240席の場合	平日	204,600円	223,800円
		土曜日	266,000円	290,900円
		日曜日 休日		
多目的ホール		平日	40,200円	44,000円
		土曜日	52,200円	57,100円
		日曜日 休日		

(2) リハーサル室等の基本利用料金

区分	1日 (9時～22時)	
	現行	改定後
リハーサル室	36,900円	47,900円
練習室	10,300円	11,300円

(3) 附属設備の利用料金

区分	1日 (9時～22時)

		現行	改定後
大ホール	楽屋 8	4, 200 円	4, 600 円
	楽屋 9	4, 200 円	4, 600 円
	楽屋 10	14, 100 円	15, 400 円
多目的ホール	控室 2	6, 600 円	6, 800 円
	控室 3	6, 600 円	6, 800 円

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和 9 年 1 月 1 日

### (2) 経過措置

1(1)から(3)までに係る規定は、令和 10 年 1 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立相模原市民ギャラリー条例の一部を改正する条例について  
相模原市立相模原市民ギャラリー条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立相模原市民ギャラリー条例の一部を改正する条例  
相模原市立相模原市民ギャラリー条例(平成9年相模原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号の表中

「

25,300円	32,800円
14,100円	18,200円
14,100円	18,200円

を

」

「

26,800円	34,800円
15,000円	19,300円
15,000円	19,300円

に改める。

」

別表第2展示室の部ピンスポットライトの項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1第1項第1号の規定は、令和10年1月1日以後の利用に係

る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市立相模原市民ギャラリーの利用に係る使用料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立相模原市民ギャラリー条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立相模原市民ギャラリーの利用に係る使用料の規定の改正（別表第1関係）

展示室の基本使用料

区分	1日当たりの使用料			
	現行		改定後	
	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日
第1展示室	25,300円	32,800円	26,800円	34,800円
第2展示室	14,100円	18,200円	15,000円	19,300円
第3展示室	14,100円	18,200円	15,000円	19,300円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和10年1月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立杜のホールはしもと条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立杜のホールはしもと条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 29 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立杜のホールはしもと条例の一部を改正する条例  
 相模原市立杜のホールはしもと条例(平成 13 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「かつ、」の次に「特に緊急を要するため」を加え、「いとまがない」を「時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

別表第 1 第 1 項の表中	「	「	を	「	に改め、別表第
	175,700 円	228,400 円			
	228,400 円	296,900 円			
	39,500 円	51,300 円			
	51,300 円	66,700 円			
	7,400 円	9,600 円			
	11,900 円	15,400 円			
	7,400 円	9,600 円			
	11,900 円	15,400 円			
	5,900 円	7,600 円			
	9,800 円	12,700 円			
	」	」			

1 第 2 項第 2 号中「(1)」を「前号」に改める。

別表第2第1項の表中

7,600円
11,000円
11,000円
3,100円
3,100円
9,200円

を

7,900円
14,300円
14,300円
4,000円
4,000円
11,900円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1第1項及び別表第2第1項の規定は、令和10年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う<sup>もり</sup>杜のホールはしもとの利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立<sup>もり</sup>杜のホールはしもと条例の改正の概要

1 改正の内容

<sup>もり</sup>杜のホールはしもとの利用に係る料金の規定の改正(別表第1及び別表第2関係)

(1) 施設の基本利用料金

施設		利用区分	1日 (9時～22時)	
			現行	改定後
ホール	平日		175,700円	228,400円
	土曜日		228,400円	296,900円
	日曜日			
	休日			
多目的室	平日		39,500円	51,300円
	土曜日		51,300円	66,700円
	日曜日			
	休日			
練習室1			7,400円	9,600円
練習室2			11,900円	15,400円
練習室3			7,400円	9,600円
音楽スタジオ			11,900円	15,400円
セミナールーム1			5,900円	7,600円
セミナールーム2			9,800円	12,700円

(2) 附属設備の利用料金

区分		1日 (9時～22時)	
		現行	改定後
ホール	楽屋1	7,600円	7,900円

	楽屋2	11,000円	14,300円
	楽屋3	11,000円	14,300円
	控室	3,100円	4,000円
多目的室	楽屋A	3,100円	4,000円
	楽屋B	9,200円	11,900円

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和9年1月1日

### (2) 経過措置

1(1)及び(2)に係る規定は、令和10年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の一部を改正する条例について

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の一部を改正する条例  
相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例(平成19年相模原市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中

	36,400円
	47,300円
	4,800円

を

	47,100円
	61,100円
	5,400円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1項第1号の規定は、令和10年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの利用に係る料金の規定の改正（別表関係）

施設の基本利用料金

施設		利用区分	1日(午前9時から午後10時まで)	
			現行	改定後
多目的ルーム	平日		36,400円	47,100円
	土曜日		47,300円	61,100円
	日曜日			
	休日			
ミーティングルーム1		4,800円	5,400円	
ミーティングルーム2				

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和10年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立城山文化ホール条例の一部を改正する条例について  
相模原市立城山文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市立城山文化ホール条例の一部を改正する条例  
相模原市立城山文化ホール条例(平成23年相模原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中

41,200円
53,500円
6,200円

を

に改め、別表第2項の表中

53,500円
69,500円
8,000円

を

1,800円
2,400円

「

2, 300円
3, 100円

に改める。

」

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1項第1号及び第2項の規定は、令和10年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立城山文化ホールの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立城山文化ホール条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立城山文化ホールの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

(1) 施設の基本利用料金

区分		1日(午前9時から午後10時まで)	
		現行	改定後
多目的ホール	平日	41,200円	53,500円
	土曜日	53,500円	69,500円
	日曜日		
	休日		
リハーサル室		6,200円	8,000円

(2) 附属設備の利用料金

区分	1日(午前9時から午後10時まで)	
	現行	改定後
楽屋1	1,800円	2,300円
楽屋2	2,400円	3,100円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日

(2) 経過措置

1(1)及び(2)に係る規定は、令和10年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例  
 相模原市立ふれあいセンター条例(平成11年相模原市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1号アの表交流広場の項中「5,800円」を「7,500円」に改

め、同号イの表中

4,400円
4,400円
5,800円
5,000円
2,000円

を

5,500円
5,500円
7,100円
6,100円
2,600円

に、

「

1,800円
1,200円

を

1,900円
1,300円

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2第1号ア及びイの規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立東林ふれあいセンターの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立ふれあいセンター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立東林ふれあいセンターの利用に係る料金の規定の改正(別表第2関係)

(1) 相模原市立新磯ふれあいセンターの基本利用料金

施設	単位	利用料金	
		現行	改定後
交流広場	1日 (午前9時～午後10時)	5,800円	7,500円

(2) 相模原市立東林ふれあいセンターの基本利用料金

施設		単位	利用料金	
			現行	改定後
多目的室	多目的室1	1日 (午前9時～午後10時)	4,400円	5,500円
	多目的室2		4,400円	5,500円
	多目的室3		5,800円	7,100円
工作室			5,000円	6,100円
会議室			2,000円	2,600円
ふれあい交流室	ふれあい交流室2	夜間 (午後6時～午後10時)	1,800円	1,900円
団らん室			1,200円	1,300円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日

(2) 経過措置

1(1)及び(2)に係る規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立けやき体育館条例の一部を改正する条例について  
相模原市立けやき体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 29 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立けやき体育館条例の一部を改正する条例  
相模原市立けやき体育館条例(平成 15 年相模原市条例第 29 号)の一部を次のよ  
うに改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表体育室の項中「10,950 円」を「14,200 円」  
に、「21,900 円」を「28,400 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 第 1 項第 1 号の規定は、令和 9 年 7 月 1 日以後の利用に係る  
料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立  
けやき体育館の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立けやき体育館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立けやき体育館の利用に係る料金の規定の改正(別表第 1 関係)

施設の専用利用の基本利用料金

施設		利用単位(時間)	利用料金	
			現行	改定後
体育室	1 / 2	1 日	1 0, 9 5 0 円	1 4, 2 0 0 円
	全面	( 9 時 ~ 2 2 時 )	2 1, 9 0 0 円	2 8, 4 0 0 円

2 施行期日等

( 1 ) 施行期日

令和 9 年 1 月 1 日

( 2 ) 経過措置

1 に係る規定は、令和 9 年 7 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例について

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 2 9 日 提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例  
相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例(平成 1 7 年相模原市条例第 9 3 号)の一部を次のように改正する。

「

	4, 8 0 0 円	
	4, 5 0 0 円	
別表第 1 号の表中	2, 4 0 0 円	を
	2, 7 0 0 円	
	1, 6 0 0 円	

」

「

	5, 6 0 0 円	
	5, 3 0 0 円	
	2, 9 0 0 円	に改める。
	3, 0 0 0 円	
	2, 0 0 0 円	

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1号の規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立さがみ湖リフレッシュセンターの利用に係る料金の規定の改正（別表関係）

基本利用料金

区分	1日（午前9時から午後10時まで）	
	現行	改定後
ふれあいルーム1	4,800円	5,600円
ふれあいルーム2	4,500円	5,300円
研修室	2,400円	2,900円
調理実習室	2,700円	3,000円
会議室	1,600円	2,000円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 29 日 提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例  
 相模原市立産業会館条例(平成 4 年相模原市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項の表中

17,000 円
18,500 円

を

17,800 円
19,300 円

に、

「

21,000 円
5,700 円
10,800 円
12,800 円

を

21,900 円
6,000 円
11,300 円
13,500 円

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 第 1 項の規定は、令和 10 年 1 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立

産業会館の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立産業会館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立産業会館の利用に係る料金の規定の改正(別表第1関係)

施設の基本利用料金

区分	1日 (9時～22時)	
	現行	改定後
展示室	17,000円	17,800円
国際商談室	18,500円	19,300円
大研修室	21,000円	21,900円
小研修室	5,700円	6,000円
OA研修室	10,800円	11,300円
多目的室	12,800円	13,500円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和10年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例について  
 相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定  
 する。

令和 8 年 5 月 29 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例  
 相模原市立勤労者総合福祉センター条例(平成 15 年相模原市条例第 46 号)の一  
 部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表中

29,700円
40,300円
16,250円
32,500円
8,050円
16,100円
7,100円
7,200円
5,600円
7,100円
2,800円
5,600円
7,100円
13,900円

を

「

31,900円
43,300円
18,300円
36,600円
8,750円
17,500円
7,800円
7,900円
5,800円
7,800円
3,050円
6,100円
7,800円
15,200円

に改める。

」

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の別表第1第1項第1号の規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立勤労者総合福祉センターの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立勤労者総合福祉センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立勤労者総合福祉センターの利用に係る料金の規定の改正（別表第 1 関係）

施設の専用利用の基本利用料金

区分		1 日 (午前 9 時～午後 1 0 時)	
		現行	改定後
ホール	平日	29,700円	31,900円
	土曜日	40,300円	43,300円
	日曜日		
	休日		
多目的室	1 / 2	16,250円	18,300円
	全面	32,500円	36,600円
第 1 研修室	1 / 2	8,050円	8,750円
	全面	16,100円	17,500円
第 2 研修室		7,100円	7,800円
第 1 会議室		7,200円	7,900円
第 2 会議室		5,600円	5,800円
工芸室		7,100円	7,800円
教養文化室	1 / 2	2,800円	3,050円
	全面	5,600円	6,100円
音楽練習室		7,100円	7,800円
リハーサル室		13,900円	15,200円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 9 年 1 月 1 日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和9年7月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立鳥居原ふれあいの館条例の一部を改正する条例について  
相模原市立鳥居原ふれあいの館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 29 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立鳥居原ふれあいの館条例の一部を改正する条例  
相模原市立鳥居原ふれあいの館条例(平成 17 年相模原市条例第 125 号)の一部  
を次のように改正する。

別表研修・練習室の項中「1,600円」を「1,800円」に、「800円」  
を「900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用  
し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立  
鳥居原ふれあいの館の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものであ  
る。

相模原市立鳥居原ふれあいの館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立鳥居原ふれあいの館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

区分	単位		利用料金	
			現行	改定後
研修・練習室	1時間につき	全室	1,600円	1,800円
		半室	800円	900円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和9年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例について  
相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 29 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例  
相模原市立環境情報センター条例(平成 17 年相模原市条例第 126 号)の一部を  
次のように改正する。

別表第 1 項の表学習室の項中「5,900 円」を「6,400 円」に改め、同表  
活動室の項中「4,600 円」を「5,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 項の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金につい  
て適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立  
環境情報センターの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立環境情報センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立環境情報センターの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

基本利用料金

区分	1日(午前9時から午後10時まで)	
	現行	改定後
学習室	5,900円	6,400円
活動室	4,600円	5,000円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和9年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部を改正する条例について  
相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 29 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部を改正する条例  
相模原市立相模川ふれあい科学館条例(昭和 62 年相模原市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「かつ、」の次に「特に緊急を要するため」を加え、「いとまがない」を「時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

別表個人の項中「450 円」を「500 円」に、「150 円」を「160 円」に改め、同表団体(20 人以上)の項中「360 円」を「400 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市立相模川ふれあい科学館の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立相模川ふれあい科学館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立相模川ふれあい科学館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

区分	大人		小人	
	現行	改定後	現行	改定後
個人	450円	500円	150円	160円
団体(20人以上)	1人につき 360円	1人につき 400円	1人につき 120円	改定なし

2 施行期日

令和9年1月1日

相模原市営霊園条例の一部を改正する条例について  
相模原市営霊園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 29 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市営霊園条例の一部を改正する条例  
相模原市営霊園条例(平成 2 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。  
第 25 条第 4 項中「当該」を「、当該」に改める。  
第 27 条第 5 項中「300 円」を「390 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市営霊園の使用許可証の再交付及び書換えに係る手数料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市営霊園条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市営霊園の使用許可証の再交付及び書換えに係る手数料の規定の改正  
(第 27 条関係)

単位	金額	
	現行	改定後
1 件につき	300 円	390 円

2 施行期日

令和 9 年 1 月 1 日

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の  
一部を改正する条例について

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改  
正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 29 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の  
一部を改正する条例

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和 47  
年相模原市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 家庭系廃棄物の項中「360 円」を「460 円」に、「280 円」を  
「360 円」に、「3,200 円」を「4,100 円」に、「2,000 円」を  
「2,600 円」に、「400 円」を「430 円」に、「2,900 円」を  
「3,700 円」に、「240 円」を「270 円」に改め、同表事業系一般廃棄物  
の項中「410 円」を「530 円」に、「370 円」を「480 円」に、「250 円」  
を「270 円」に改め、同表動物の死体の項中「4,300 円」を「5,500 円」  
に改める。

別表第 2 中「250 円」を「270 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 (特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成  
10 年法律第 97 号)に規定する再商品化等に必要な料金を支払済みのものに限  
る。)のうち市が収集し、及び運搬するもの並びに粗大ごみのうち市が収集し、  
運搬し、及び処分するものに係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日

以後に市が収集及び運搬の申込み又は収集、運搬及び処分の申込み(以下「収集等の申込み」という。)を受けるものについて適用し、同日前に市が収集等の申込みを受けたものについては、なお従前の例による。

#### 提案の理由

受益と負担の適正化、ごみの発生及び排出の抑制による減量化及び資源化の推進並びに最終処分場の延命化を図るため、一般廃棄物処理手数料等の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の  
改正の概要

1 改正の内容

一般廃棄物処理手数料等の規定の改正（別表第 1 及び別表第 2 関係）

（1）ごみ処理手数料等

区分		現行	改定後	
特定家庭用 機器廃棄物 (家電リサイ クル法品目) ※	収集及び運搬	1 個につき 3,200円	1 個につき 4,100円	
	搬入	1 個につき 2,000円	1 個につき 2,600円	
粗大ごみ	収集、運搬及び 処分	10kgにつき400円を 基準として品目別に 規則で定める額	10kgにつき430円を 基準として品目別に 規則で定める額	
	搬 入	スプリング 付きベッド マットレス	1 個につき2,900円に 10kgにつき240円を 加算した額	1 個につき3,700円に 10kgにつき270円を 加算した額
		スプリング 付きベッド マットレス 以外	10kgにつき 240円	10kgにつき 270円
上記以外の 家庭系廃棄 物	収集、運搬及び 処分(100kg 以上)	10kgにつき 400円	10kgにつき 430円	
	搬入	10kgにつき 240円	10kgにつき 270円	
事業系一般廃棄物の搬入		10kgにつき 250円	10kgにつき 270円	
動物の死体の搬入		1体につき 4,300円	1体につき 5,500円	

産業廃棄物の搬入	10kgにつき 250円	10kgにつき 270円
----------	--------------	--------------

※ 特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法品目)とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち、再商品化等に必要な料金を支払済みのものをいう。

## (2) し尿等処理手数料

### ア し尿

区分		現行	改定後
家庭系し尿	(世帯人員1人当たり月36リットル以下の場合) 1人につき月額	360円	460円
	(人員によりがたい場合) 36リットルにつき	360円	460円
事業系し尿	36リットルにつき	410円	530円

### イ 浄化槽汚泥等

区分		現行	改定後
家庭系浄化槽汚泥等	36リットルにつき	280円	360円
事業系浄化槽汚泥等	36リットルにつき	370円	480円

## 2 施行期日等

### (1) 施行期日

令和9年1月1日

### (2) 経過措置

1(1)(特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法品目)のうち市が収集し、及び運搬するもの並びに粗大ごみのうち市が収集し、運搬し、及び処分するものに係る部分に限る。)に係る規定は、令和9年1月1日以後に市が収集及び運搬の申込み又は収集、運搬及び処分の申込み(以下「収集等の申込み」という。)を受けるものについて適用し、同日前に市が収集等の申込みを受けたものについては、なお従前の例によることとするもの

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について  
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例  
相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第3第1号の表7の項中「470円」を「560円」に改める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく事務に係る手数料の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第3関係)

手数料を徴収する事務	単位	金額	
		現行	改定後
開発登録簿の写しの交付	1枚	470円	560円

2 施行期日

令和9年1月1日

相模原市立地域センター条例の一部を改正する条例について  
相模原市立地域センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立地域センター条例の一部を改正する条例  
相模原市立地域センター条例(平成17年相模原市条例第111号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「

330円
160円

」 を 「

400円
200円

」 に改める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立地域センターの利用に係る使用料の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立地域センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立地域センターの利用に係る使用料の規定の改正(別表第2関係)

名称	施設区分	使用単位	利用者区分	使用料	
				現行	改定後
相模原市立西 青山地域セン ター	浴室	1回	大人	330円	400円
			小人(中学生以下)	160円	200円

2 施行期日

令和9年1月1日

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 2 9 日 提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例  
相模原市立学校の設置に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 3 0 号)の一部を  
次のように改正する。

別表第 1 相模原市立並木小学校の項及び相模原市立湘南小学校の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。  
(相模原市立学校体育施設使用料条例の一部改正)
- 2 相模原市立学校体育施設使用料条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 6 3 号)の一部を次のように改正する。

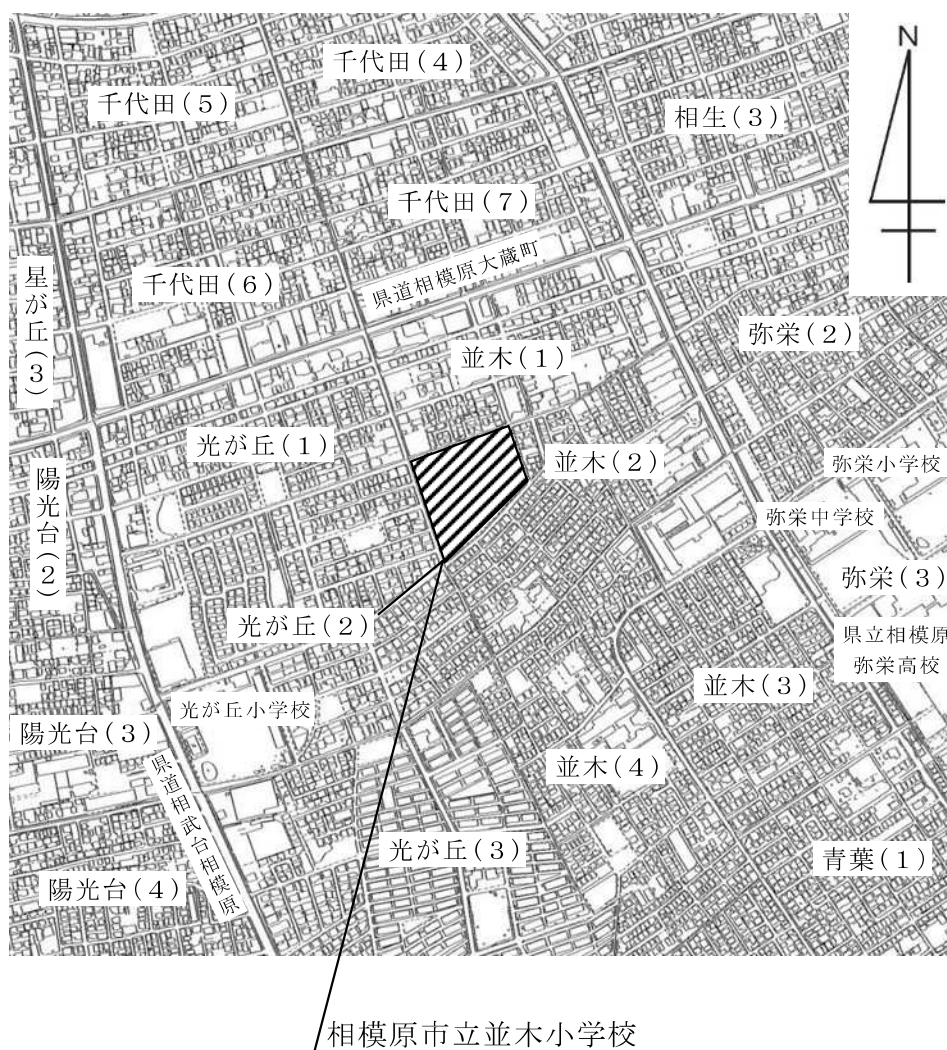
別表第 1 中 「  
相模原市立湘南小学校  
相模原市立広陵小学校  
」 を 「  
相模原市立広陵小学校  
」 に改

める。

提案の理由

光が丘周辺地域及び城山地区における学校再編に伴い、相模原市立並木小学校  
及び相模原市立湘南小学校を廃止いたしたく提案するものである。

## 案内図



### 施設の概要

位 置	相模原市中央区並木2丁目16番1号
設置年月日	昭和49年4月1日
構 造	鉄筋コンクリート造3階建等
延べ床面積	6,829.52㎡

## 案内図



### 施設の概要

位 置	相模原市緑区小倉1573番地
設置年月日	明治39年5月14日
構 造	鉄筋コンクリート造3階建等
延べ床面積	2,281.00㎡

相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例について  
相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立津久井生涯学習センター条例の一部を改正する条例  
相模原市立津久井生涯学習センター条例(平成17年相模原市条例第158号)の一部を次のように改正する。

別表第2号の表中「410円」を「500円」に改め、同表備考1中「の10円未満の端数を切り捨てた額」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2号の規定は、令和9年3月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立津久井生涯学習センターの利用に係る使用料の規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立津久井生涯学習センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立津久井生涯学習センターの利用に係る使用料の規定の改正(別表関係)

区分	1時間当たりの使用料	
	現行	改定後
体育館	410円	500円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和9年1月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和9年3月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの